

お知らせ

各種相談

「令和3年経済センサス-活動調査」を実施します

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で「令和3年経済センサス-活動調査」を全国一斉に実施します。皆さまの調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

▶ 調査の目的

事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的に実施します。

▶ 結果の利用

行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

▶ 回答方法

調査票が届きましたら、同封されている「調査票の記入のしかた」をご覧ください。漏れなくご回答ください。「令和3年経済センサス-活動調査」ではインターネットでの回答を推奨しています。**ぜひ、インターネットでご回答ください!**

※調査関係者が調査内容を他にもらすことや統計作成目的以外に使うことは「統計法」により固く禁じられています。

問合せ 総務課 ☎ 6977-9848



国民健康保険料決定通知書の
主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方はお電話でお申し込みください。なお、申込時には住所、氏名、生年月日をお聞きます。一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。なお、転居等により世帯主の変更や居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問合せ 窓口サービス課(保険年金担当)
☎ 6977-9956

国民健康保険事業のお知らせ

大阪市国民健康保険加入者で40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる「特定健診」を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。また、特定健診のほか、30歳以上の方を対象に「1日人間ドック」を実施しています。詳しくは「受診券」に同封しています「国保健診ガイド」または大阪市ホームページをご覧ください。

問合せ 特定健診受診券に関することは、
窓口サービス課 ☎ 6977-9956
健診内容・健診場所については、
保健福祉課 ☎ 6977-9882
1日人間ドックなどその他の保険事業については、
大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(保険事業)
☎ 6208-9876

市税の納期限のお知らせ

軽自動車税(種別割)の納期限は、**5月31日(月)**です。身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の方で軽自動車税(種別割)の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所で手続きを行ってください。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ
軽自動車税担当
☎ 4397-2954 FAX 4397-2829

令和3年度分 個人市・府民税の特別
徴収税額決定通知書を送付します

令和3年度分の個人市・府民税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和3年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。なお、3月16日(火)以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた場合は通知書に申告内容が反映できていない場合がありますが、順次、税額変更等を行い、7月以降に変更決定通知書を送付します。会社等にお勤めの給与所得者の方の個人市・府民税は、事業主(会社等)が特別徴収義務者として、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社等にお勤めになった方も、事業主(会社等)を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ
個人市民税担当 ☎ 4397-2953
※問合せ可能日、可能時間
平日9:00~17:30、金曜日は9:00~19:00

東成区見守り相談室からのお知らせ

地域における要介護者名簿作成のため、対象となる方々に「同意書」を5月下旬より送付します。同意いただくと、地域の団体や民生委員などに氏名等を提供し、災害時利用や地域における日頃の見守り活動につながるができます。同意・不同意どちらでも返信してください。

対象 要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、重度障がい有する方

(身体、知的、精神)など
問合せ 東成区社会福祉協議会 見守り相談室
☎ 6977-7035

からすにご注意!

からすは本来攻撃的ではありませんが、繁殖期(春から初夏)になると、卵やヒナを守ろうと巣の近くを通る人に威嚇・攻撃をすることがあります。からすが激しく鳴いているとき、また、巣立ちする直前のヒナに遭遇したときは、近寄らず、すぐにその場所から立ち去りましょう。からすからの威嚇・攻撃を回避するために、傘をさしたり帽子を着用するなどの対策を心がけましょう。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9973

からすネット(防鳥用ネット)を
貸し出しています

からすによるごみの散乱を防止するため、大阪市が収集するごみの持ち出し場所(概ね5世帯以上で利用されている場所)に、からすネットを無償で貸し出しています。また、4月1日からは、既に貸し出しているからすネットの再貸与が可能(要件を満たしている場合のみ)となりました。詳しくは、二次元コードからご確認ください。

申請 東部環境事業センター
問合せ ☎ 6751-5311
FAX 6753-3041

東成区役所での各種無料相談(5月1日~6月10日)

対象 大阪市民の方

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	5月 13日、20日、27日 6月 3日、10日 すべて木曜 13:00~17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申 込 予約受付専用電話 ☎6977-9040 問合せ 総務課 ☎6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	5月 23日(日) 9:30~12:30	事前予約 区役所3階総務課または電話で受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	5月 21日(金) 13:00~15:00	事前予約 5月14日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
不動産相談	5月 14日(金)、28日(金) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	5月 19日(水) 13:00~16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15~17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口 ☎6977-9126
専門相談員による人権相談	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申 込 大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830 FAX6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月~金 9:00~21:00 日・祝 9:00~17:30 人権相談 メールフォーム
花と緑の相談	5月 12日(水) 14:00~15:30	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 真田山公園事務所 ☎6761-1770

※ごみの啓発・相談コーナーは、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。